

監 機 第 10 号
令和 2 年 9 月 1 日

徳島の島町長
池田 高世 健 様

徳島の島町監査委員 嶽野 正弘
同 池田 信博

令和元年度徳島の島町上水道事業会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、令和 2 年 8 月 3 日付徳総第 78 号にて
審査に付された令和元年度徳島の島町上水道事業会計歳入歳出決算について審査した
ので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、財政健全化法第 22 条の規定による「公営企業の経営健全化審査」を実施し
たので報告いたします。

令和元年度隠岐の島町上水道事業会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和元年度における企業管理者所属の、上水道事業会計決算を対象とした。

2、審査の期間

令和2年8月3日から同年8月28日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 3日（月）

8月 4日（火）

8月 5日（水）

8月 24日（月）

8月 25日（火）

8月 28日（金） 以上6日間

なお、期間中の8月5日は上水道事業会計の決算審査を中心に行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の結果

1、提出書類について

審査に付された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」は、関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、当事業の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

2、予算執行状況について（金額は税込）

収益的収入は、予算額 6 億 2,151 万 2 千円に対して収入額は 5 億 9,583 万 8 千円で収入率は 95.9%、水道使用料の収入率は 97.3% であった。

収入率が低いのは、概算計上の受託工事収益（予算額 1,000 万円）が無かったことと、水道使用料が予算額に対して 1,282 万 9 千円ほど収入が少なかったことが主な要因である。

一方、収益的支出は、予算額 5 億 5,947 万円に対して支出額は 5 億 4,762 万 1 千円で執行率は 97.9% であった。

資本的収入は、予算額 5 億 3,594 万 5 千円に対して収入額は 3 億 9,875 万 8 千円で収入率は 74.4% と前年度の 89.5% より 15.1 ポイント低い率を示した。

一方、資本的支出は、予算額 8 億 7,232 万 6 千円に対して支出額は 6 億 6,260 万 1 千円で執行率は 76.0% であった。

収入率、執行率ともに低い率は、翌年度への繰越事業が主な要因である。

3、経営状況について（金額は税抜き）

損益計算書による営業収益は、4 億 2,195 万 2 千円で前年度より 43 万 3 千円、0.1% の微減、うち給水収益は 4 億 2,077 万 3 千円と前年度より 51 万 4 千円、同じく 0.1% の減収であった。

給水人口が 234 人(△1.7%) 減少し、有収水量も 38,292 m³(△2.3%) 減少ししていることが要因である。

一方、営業費用は 4 億 5,579 万 7 千円で前年度より 8,601 万 3 千円 (18.9%) 減額となった。

これは、簡易水道統合引受資産の償却期間満了に伴う減価償却費の減である。

営業収益、営業費用に営業外の収支などを合算して、令和元年度は 2,554 万 3 千円の黒字決算となって、当年度未処分利益剰余金は 1 億 5,769 万円の決算となった。

年度末の利益剰余金には、このほかに減債積立金が 1,230 万円ある。

第3 審査意見

1、健全な企業運営について

経営上、簡水統合による中古資産の 2 年間の償却期間を終えて、令和元年度から減価償却費が減少したこともあるって、2,554 万 3 千円の黒字決算となったが、

五箇地区の工事が終了し、減価償却費は今後増加が見込まれる。

将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、住民の為に健全な企業運営を求めるものである。

2、収入未済金について

水道料の未収金は、決算時には3月調定に対して収入未済であることから決算審査時に直近の調査数値(7月29日時点)が実態ととらえている。

決算書の状況	現年未収金	3,864万9千円	うち3月調定分	3,824万5千円
	過年分	3,317万1千円		
	計	7,182万0千円		

審査時点の状況 3,261万2千円

前年度より調査時点の未収金は172万5千円の減、未納者数は前年度調査時点より7件減って282件になったが、新規未納者が53名いる。また50万円以上の大口未納者数は15件1,305万6千円と報告があった。

徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたい。

以上、令和元年度上水道事業会計の決算審査の報告をいたします。

令和2年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽野 正弘 

同 池田 信博 

令和元年度隱岐の島町公営企業の経営健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第22条の規定により提出された、令和元年度上水道事業会計における資金不足比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和元年度隱岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

経営健全化比率である資金不足比率について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隱岐の島町比率	健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0%	

2、意見

経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、問題はない。よって是正改善を要する事項はありません。

以上、令和元年度隱岐の島町公営企業の経営健全化の審査の報告をいたします。

令和2年9月1日

隠岐の島町監査委員 獅野 正弘

同 池田 信博